

島建 2017 Vol.144

会報



建設業協会中国ブロック協議会 意見交換会 (10月23日 松江市内)

(一社) 島根県建設業協会青年部会 設立20周年記念式典



青年部会 設立20周年 記念式典 (11月17日 松江市内)

建設業協会

- 2 島根県との意見交換会
中国地方整備局との意見交換会
中国ブロック意見交換会
県建設産業人材確保・育成推進協議会
理事・監事研修会
青年部会設立20周年
高校生現場見学会特集号 (予告)

建災防島根県支部

- 6 年末年始労働災害防止強調月間
県土特別安全衛生パトロール
県土特別研修会
ICTと現場の災害防止

技士会

- 8 現場見学会
行政庁との意見交換会
- 9 平成29~30年度
事業予定
- 建退共島根県支部
- 10 理事長表彰
退職金を受けとるには

DCプラン

- 14 マッチング拠出制度
- 15 活動だより

一般社団法人 島根県建設業協会

松江市西嫁島1丁目3番17号 TEL0852(21)9004 FAX0852(31)2166

平成29年12月1日発行

島根県との意見交換会



8月28日、建設業協会は毎年行っている島根県との意見交換会を松江市内にて開催した。

協会からは、全地区協会から代表者が出席、島根県からは佐々木孝夫土木部長をはじめ土木部・総務部から12名が出席し、建設業協会からの提案議題及び各地区からの課題要望について意見交換がなされた。

提案議題

1. 設計と現場の不整合解決に向けての手法について
2. 建設業界の今後の見通しについて
3. 総合評価方式入札における工事成績評定の加算点について
4. i-Construction(建設現場の生産性向上)への取り組みについて(土木委員会提案議題)
5. 建築工事の確保について(建築委員会提案議題)
6. 公募される補助事業等の情報について(建築委員会提案議題)
7. 働き方改革について(労働委員会提案議題)

各地区の課題・要望

- | | |
|--------|-----------------------|
| 松江地区協会 | 安全費について |
| 安来地区協会 | 土曜日の取扱いについて |
| 雲南地区協会 | 土木事業量の確保について |
| 仁多地区協会 | 除雪業務に関する要望について |
| 出雲地区協会 | 大型工事における技術提案について |
| 大田地区協会 | 大型ブロック仕様による工事発注について |
| 邑智地区協会 | 現場代理人の現場常駐義務の緩和について |
| 浜田地区協会 | 配置予定技術者について |
| 益田地区協会 | 工事途中での監督員交代に伴う引継ぎについて |
| 隠岐地区協会 | 潜土土における適正な設計積算について |
| | 堤防除草工における適正な設計積算について |

中国地方整備局との意見交換会

9月5日、松江市内にて中国地方整備局からの呼びかけにより意見交換が開催された。協会からは正副会長が出席して、提案・意見交換が行われ、その他各出先機関からの事業説明や整備局からの情報提供がなされた。

提案議題

1. 山陰自動車道・中国横断自動車道尾道松江線の4車線化等の推進について
2. 受注後の早期工事着手について
3. 労働環境の改善について
4. 地元建設業者の受注機会の確保について
5. 工場製作関係工種の対象項目について
6. 技術資料の様式のデータ化について
7. 場所打杭工法による施工機械について
8. 市場単価について(鉄筋工)
9. 技術提案の加算点数について



働き方改革と生産性向上推進へ

建設業協会中国ブロック協議会（会長・井森浩視 山口県建設業協会会長）の意見交換会が10月23日、松江市内で開かれ、公共事業予算の安定的・持続的な確保と直轄工事への地域建設業者の参入拡大▽働き方改革の実現▽適正な利潤の確保—など5議題について国土交通省や各県建設行政の担当者と話し合った。国土交通省は、建設産業の働き方改革や生産性向上を推進するためには、公共事業の安定確保と適正な利潤が得られる事業環境の整備が不可欠との認識を示した。

冒頭、井森会長と開催県を代表して中筋豊通県建設業協会会長があいさつ。両会長とも地域建設業の窮状を訴え、建設産業が基幹産業として存続するために発注者の理解と協力を要請した。

事業環境の整備不可欠

来賓を代表して、国土交通省の青木由行建設流通政策審議官、五道仁実技術審議官、川崎茂信中国地方整備局長、近藤晴貞全建会長が祝辞。この中で青木審議官は「働き方改革や生産性の向上を進める上で前提となる事業環境（事業量と適正な利潤）を整えるため、持続的・安定的な公共事業予算の確保にしっかりと取り組んでいきたい」と述べ、事業費を増やしても建設産業は人手不足で執行力がないというような誤った認識を正す必要があると指摘した。

近藤会長も「建設産業が地域の安全の守り手として役割を果たしていくためには、健全で安定した経営基盤の確立が不可欠」と強調した。

議事ではまず、地域の建設企業が社会資本の整備や防災対応を担えるよう公共事業予算の安定かつ持続的な確保と、直轄工事への参入機会拡大を求め

た。直轄工事の発注について国交省は、地域要件の設定のほか、災害対応や地元資機材の活用などを加評価することで引き続き地域企業を主体とした発注に努めることを約束した。

建設業の働き方改革実現に向けては、適切な賃金と週休2日制など条件整備が不可欠とし①適正工期の確保②設計図書の精査③現場管理体制の強化④書類・資料の低減—への取り組みを求めた。

国交省は、工期設定支援システムの精度を高めて適正工期を確保▷概算数量発注における施工条件の明示と設計成果の品質向上▷情報共有と受発注間の意思疎通の円滑化、監督検査業務の効率化▷特記仕様書改定と実際の工事書類との比較検証を踏まえた作成書類の削減検討—など実行中の対策や今後の方針を説明した。

発注や施工時期の平準化については、2カ年国債やゼロ国債の拡大、繰越制度の柔軟な運用を要請した。国交省は2カ年国債の倍増や17年度当初予算で初めてゼロ国債を設定したことなど取り組みを説明。地域発注者協議会などを通じて地方自治体にも平準化の要請に努めるとした。災害復旧工事の発注については地域に精通した地元企業を積極活用するとの方針を示した。

適正な予定価格の設定や柔軟な設計変更、低入札調査基準価格の引き上げの求めに対しては、実勢価格を反映した設計労務単価、施工実態に則した資材単価、現場状況に合致した施工条件の明示に努めると説明。低入札調査基準価格の引き上げについては、過去10年間で計5回の見直しを実行し、7割代から90%まで引き上げたとの実績を挙げた上で、「落札率が90%を超える場合、工事品質と落札率の相関性が認められないため即座の対応は難しい」との見解を示した。

建設業協会

官民一体で魅力発信建設産業の人材確保

県建設産業人材確保・育成推進協議会（会長・中筋豊通県建設業協会会長）が8月23日、松江市内で開かれ、建設・労働行政、教育機関、建協の労働委員ら16人が出席。各機関が取り組み状況や課題などについて報告した。



この中で、建設業協会は、高校生の工事現場見学会や進路についてのアンケート調査、建設業合同企業説明会、若手技術者資格取得支援講習など前年度の実績報告と17年度の事業計画を説明。県高等学校農業教育会は、県内農業高校3校の土木学科の入学状況について、17年度から入試制度が変わり受験者数が急激に減ったことを報告。中学生に関心を持ってもらえるような取り組みが学校・企業とも急務と指摘した。

職業能力開発協会は、建設関係職種での技能検定の申請者数の推移を示し、技能工育成への取り組み強化を求めた。

意見交換で、中筋会長は「働き方改革や新3Kの実現には業界だけでは限界がある」と述べ、発注機関や労働行政機関、学校関係者への協力を再度要

請。魅力発信に官民一体となって取り組むことを申し合わせた。

島根県建設産業人材確保・育成推進協議会 委員

【行政（教育）機関】

国土交通省中国地方整備局 松江国道事務所長
厚生労働省島根労働局 職業安定部職業対策課長
島根県商工労働部 雇用政策課長
島根県土木部 土木総務課長
島根県教育庁高校教育課長
島根県高等学校工業教育研究会長
島根県高等学校農業教育会長

【学識経験者】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部長
島根県職業能力開発協会 専務理事

【建設産業関係団体】

一般社団法人島根県建設業協会 会長
同労働委員会（5名）
専務理事
一般社団法人島根県管工事業協会 会長

理事・監事研修会開催

11月15日、東京都内にて、建設業協会理事・監事研修会を開催し、各地区から理事・監事25人が参加。講師に平田研国土交通省土地・建設産業局建設業課長を迎え、「建設業行政をめぐる最近の話題」と題し、働き方改革、担い手確保・処遇改善や生産性向上等の取組について講演を受けた。

研修会の後には、地元選出の細田博之衆議院議員、竹下巨衆議院議員、青木一彦参議院議員、島田



三郎参議院議員、三浦靖衆議院議員を迎え意見交換会を開催した。

青年部会 設立20周年

150人出席、更なる飛躍誓う

県建設業協会青年部会（木村直樹部会長）は11月17日、設立20周年記念式典を松江市内で開き、関係者150人が出席した。

木村部会長のあいさつに続き、来賓の川崎茂信中国地方整備局長が「地域の建設企業と力を合わせ、インフラの整備や災害対策に取り組んでいきたい」と祝辞。佐々木孝夫県土木部長は「若い力で確固たる経営基盤を築き、地域の担い手としての役割を果たしていただきたい」と溝口知事からのメッセージを読み上げた。中筋豊通県建設業協会長も「担い手の確保や働き方改革の実現には青年部会の柔軟な行動力が必要」とエールを送った。



魅力ある建設産業の未来を作るため、全会員が一丸となって、未来の建設産業で働く人に「夢と希望」を発信し、地域に貢献する建設産業として積極的に活動し、地域で暮らす人と共に「幸福」の実現に努力一することに取り組むと宣言し、さらなる飛躍を誓った。

青年部会は97年の発足以降、建設行政との意見交換や講演会・研修会の開催などで自己研さんと建設業界の発展に取り組んでいるほか、ふるさとまるごとクリーンアップ作戦をはじめとする社会貢献活動にも積極的に参加している。

20周年を迎えて

我々、一般社団法人 島根県建設業協会青年部会は、平成29年度で設立20周年を迎えることとなりました。この組織は親会である一般社団法人 島根県建設業協会の指導の下、島根県各地区の建設青年世代を束ねる組織として、今日まで各種様々な活動をしてまいりました。

この会を振り返ると、今から20年以上前の平成8年9月に現親会の会長でいらつしやる中筋豊通氏が22名の設立準備委員会を起こした後、翌平成9年9月12日に初代会長山本恭則氏のもと誕生いたしました。そして20年の時を経た今、現職も含めて部会長は10名、役員に関しては100名を優に超す人が携わった組織となりました。

この近年、日本全国で毎年のように災害があります。大災害としては平成23年に起こった東日本大震災が未だに記憶に新しいと思います。その災害後からは、公共工事への国民の考え方が変わってきて、現代においては、公共工事の必要性を感じている国民が増えてきているように思いますが、我々が考える公共事業とはまだ乖離があると思っています。

これからの公共事業は、I-Constructionが主流になってきます。また建設産業の今後を担う若手の雇用、育成が大きな課題となっています。近年我々青年部会の活動は、地域ボランティアだけでなく、高校生の現場体験事業をはじめとして、建設産業の仕事を知ってもらうといった活動がとて多くなっています。地域で生きる建設産業に将来入職してもらうべく、今後の活動基盤になると考えています。

設立20年経った今、時代の変化にしっかりとついていくなから、設立当初の趣旨を思い出し、『地域の建設産業に取り巻く課題の解決や発注機関と連携しての積極的な取り組みを生かして、地域を守り、地域に貢献する』精神で頑張つてまいります。

今までに関係各位から頂いた皆さんの激励をしっかりと胸に受け止め、建設産業で働ける喜びと誇りをもつて、魅力ある地域建設産業の未来を作るために活動してまいります。結びにあたり、皆様方の益々のご健勝と、ご多幸を祈念し挨拶とさせていただきます。

平成29年11月吉日

一般社団法人 島根県建設業協会青年部会

高校生現場見学会 特集号 (予告)

建設業協会（人材確保・育成推進協議会）では、建設系学科に学ぶ高校生を対象に建設産業に対する関心と学習意欲を高めるため「高校生現場見学会」を開催している。今年は7校220人が参加している。この現場見学会に参加した生徒からの感想文と今後の進路アンケートを今年も実施し、まとまり次第、島建会報特集号として発刊する予定。



建災防島根県支部

年末年始労働災害防止強調期間の取組み

本期間 平成29年12月1日より平成30年1月15日まで

スローガン 「無事故の歳末 明るい正月」

これから迎える年末年始は工事が輻輳することもあるため、労働災害の多発が危惧される場所です。このため、重篤な災害の中で高い割合を占める「墜落・転落災害」「建設機械・クレーン災害」「倒壊・崩壊災害」の三大災害の防止を主目的として、安全で安心して働ける職場環境をめざし、ゼロ災害で新年を迎えましょう。

会社で実施する重点事項

- ・ 経営トップ等による特別安全パトロールを実施



作業所で実施する重点事項

- ・ 作業所長は午前・午後1回以上現場を巡回しよう
- ・ 10分前出勤、夕暮れ時のライト点灯
- ・ 年末年始の休業体制、巡回点検の実施



安全用品の紹介

ポスター B2判 (73×52cm) ¥200 (税込)

No.1 谷 まりあ



No.2 指原 莉乃



お求めは、ご所属（お近く）の各地区建設業協会（建災防島根県支部各分会）までお申し込みください。



のぼり

ポリエステル製 (240×70cm) ¥1,570 (税込)



タオル

10本1組 (34×85cm) ¥3,150 (税込)



横幕

ポリエステル製 (70×220cm) ¥1,570 (税込)

県土特別安全衛生パトロールを実施

島根労働局各労働基準監督署、島根県土木部各県土整備事務所、建災防安全指導者並びに建災防会員にて6月から9月において11分会36現場を対象に実施、また、その結果報告会を9月に開催しました。

全体の指摘件数は39件で、平均すると1現場あたり1件でありましたが、昇降設備、足場設備に関する指摘が28%と最も多く、墜落・転落災害の防止に更に努めることが求められます。



県土特別研修会を開催

恒例により、県下11カ所にて6月から9月にわたり特別研修会を開催しました。

初めに、所轄の技術専門監より「災害事例から学ぶ安全管理」と題し平成28年度に発生した災害・事故の説明、元請の安全対策について説明。

また、建災防本部（広島県駐在）の落合安全管理士によるリスクアセスメントの要点、化学物質に関するリスクアセスメントについて説明。

後半、島根県支部より「現場管理者統括管理講習」を実施しました。471名の会員の方々に受講いただきました。次年度も予定しておりますので、受講方よろしくお願ひします。

ICTと現場の災害防止について

近年、ロボットや人工知能（AI）、身近なものではタッチパネル化などコンピューターを駆使した技術が急速に広まりつつあります。

ICTは「情報通信技術」の略。コンピューター技術を活用することでICTと呼んでいます。現場では、ICTを活用した施工方法がさかんに取り入れられていますが、具体的な取り組みとして、ドローンを活用した3次元測量やICT建機の活用があり、ICT建機を災害復旧工事現場等で使用すれば二次災害の防止等で労働災害防止の面でも大きな効果が期待できます。

ある企業では、夏期に熱中症が急増することから、これを防止するためにICTを活用してWBGTの計測管理と併せ、各作業員の心拍数を瞬時に把握することで作業員の体調管理を行うことができ熱中症を予防する取り組みが進められています。

また、現在建災防本部においてICT技術の進展に伴い作業環境に対応する現場の危険有害業務の特定、低減対策等に関する検討委員会も実施されているところであります。

今後も、ICTに関するご理解をお願いします。



技 士 会

現場見学会

9月6日に技士会工事現場見学会が開催され、約130名が参加した。午前は、国土交通省松江国道事務所の竹下工務課長より「山陰道事業概要について」と、松江国道事務所の井畑建設監督官より「建設現場のICT活用の概要」の説明を受けた。午後からは、山陰道朝山・大田道路、大田・静間道路の現場見学が行われた。



行政庁との意見交換会 中国土木施工管理技士会連合会 通常総会

8月3日、広島市にて中国技士会連合会通常総会及び行政庁との意見交換会が行われた。当技士会からは正副会長が出席。

総会後の意見交換会では、中国地方整備局、各県土木関係部局出席の元、要望・意見交換が行われた。

国土交通省中国地方整備局への要望

【法令・制度・建設産業の振興に関すること】

- 1 技術者の処遇改善・労働環境の改善
- 2 技術者の社会的地位の向上を
- 3 工事成績評価について

【入札・契約に関すること】

- 4 工事着手遅延に繋がる発注時の詳細設計について
- 5 低入札価格調査基準の運用の見直しについて
- 6 入札スケジュールの改善
- 7 工事発注について
- 8 週休2日制の推進・適正工期の確保について

【設計・積算・工事の施工に関すること】

- 9 小規模な地盤改良工の積算について
- 10 鉄筋機械式継手について
- 11 安全費の積算計上について
- 12 設計変更の歩掛見積について
- 13 変更契約手続きの適正化について
- 14 積算条件等内訳の明示について
- 15 船舶の回航費について
- 16 設計図書・現場説明書について
- 17 特別調査により決定された材料単価等の不整合について

各県行政当局への要望

- 1 配置予定技術者の優先順位廃止について
- 2 岡山県総合評価落札方式について
- 3 予定価格の事後公表について
- 4 平成29年度入札制度改正における情報化施工技術の活用（選択項目）について
- 5 設計図書に係る質問書の持参による提出について
- 6 砂防歩掛の見直しについて
- 7 建設業のイメージアップについて

— 平成29～30年度 事業予定 —

平成29年度	島根県建設業協会	建災防島根県支部	島根県土木施工管理技士会	島根県農林建設業協会連合会
12	<ul style="list-style-type: none"> ●4 (月) 労働委員会 ●7 (木) 建設企業ガイダンス (松江) ●8 (金) 建築委員会 ●11 (月) 土木委員会 ●22 (金) 事務局長会議 			
1	●19 (金) 総務運営委員会	●19 (金) 安全祈願祭	●22 (月) 支部長会議	
2	<ul style="list-style-type: none"> ●9 (金) 理事会 ●土木・建築・労働委員会 		●研修会 (出雲・浜田)	
3				●理事会・研修会
平成30年度				
4	●事務局長会議 監査会	●事務局長会議 監査会	●事務局長会議	●監査会
5	●理事会 新理事予定者会議 定時総会・協議員会	●理事会 代議員会	●監査会 理事会 代議員会	●通常総会
				

建退共島根県支部

理事長表彰について

毎年10月に実施している加入促進強化月間において、本制度の普及に特に貢献された事業主団体、事業所および個人の方々に對しまして、理事長表彰が行われています。

当県からは

株式会社 サンエイト (仁多地区)

株式会社 栗栖組 (鹿足地区)

の2社が受賞されました。

退職金を受け取るには

退職金は、共済手帳に貼り終わった共済証紙が12月(21日分を1ヶ月と換算)以上になって、建設関係の仕事をしなくなったときなどに、労働者またはその遺族からの請求により、その請求人に直接支給されます。(なお、請求事由発生年月日が平成28年3月31日以前の場合は、24月以上の掛金納付月数が必要となります。)

請求するには？

退職金請求書に必要事項を記入して、共済手帳と必ず住民票及び退職所得の受給に関する申告書と個人番号並びに身元確認のための書類を添えて、建退共支部まで提出してください。

受け取り方法は？

退職金は、原則として請求人個人の普通預金口座に、直接振り込む方法により、支払われます。

退職金額は？

退職金については、下の表のとおりとなっており、働いた年数が長いほど有利になります。

掛金納付月数が12月以上24月未満の退職金は掛金納付額の3~5割程度の額となっております。

12月以上24月未満で死亡したときの退職金は、事業主が納めた掛金に相当する額となっております。



掛金納付年数 (月数)	退職金額 (単位：円)
1年 (12月)	23,436
(18月)	48,174
(23月)	76,167
2年 (24月)	156,240
5年 (60月)	410,781
10年 (120月)	945,903
15年 (180月)	1,572,816
20年 (240月)	2,256,366
25年 (300月)	3,029,754
30年 (360月)	3,902,745
35年 (420月)	4,898,775
40年 (480月)	6,036,723



退職金請求書

様式 第 007号 KN ■ 退職金請求書(建退共) ■

建設業退職金共済事業本部 殿

請求にあたっては、退職金請求書(コピー不可)に共済手帳、住民票(コピー不可)及び「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」を添えて提出して下さい。

1. 退職金を請求される方についてご記入下さい。

請求年月日	平成	年	月	日	退職金請求事由 発生年月日	昭和	平成	年	月	日
請求人 (本人又は遺族)	現	フリガナ	ト・トウ フ・ケン							
	住	〒	[] [] [] [] []			都・道 府・県	市・区 郡			
	所	電話番号	() - [] [] [] [] [] [] [] []							
氏名	フリガナ	遺族請求の場合 [被共済者との続柄]								
		配偶者 <input type="checkbox"/>		父母 <input type="checkbox"/>		その他() <input type="checkbox"/>				
		被共済者番号		性別		生 年 月 日				
		男 <input type="checkbox"/>		女 <input type="checkbox"/>		明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 年 月 日				
		被共済者氏名 (「カタカナ」にて右詰め記入)								
		請求事由				職種				
共済手帳の表紙に記載の冊目・交付年月をご記入下さい。 →					冊目	交付年月				
					昭和	平成	年 月			

※太線内のみご記入下さい。(赤太線内は振込先金融機関で記入していただき、確認印をもらって下さい。)

2. 振込金融機関についてご記入下さい。

振込金融機関	振込方法	<input checked="" type="checkbox"/> 口座振込	金融機関の窓口で口座名義人、普通預金口座番号等の確認印をもらって下さい。		
	金融機関名	漁業協同組合・ネットバンクは、お取扱いできません。			金融機関確認印 印
		銀行 信用金庫 信用組合 本店 支店 出張所 農業協同組合 商工中金 本所 支所 信託銀行 労働金庫			
	口座名義人 〔請求人と同じ〕	「カタカナ」で記入して下さい			
	預金種目	口座番号(右詰めで記入※)	金融機関コード	振込先店舗コード	
普通預金					
※口座番号が6ケタ以下の場合は、番号の先頭に「0」を加えてご記入下さい。					

退職所得確認欄

以下のA~Cの該当区分に○印を記入していただき、裏面の「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」に必要事項を記入して提出して下さい。この申告書の提出(記入)がない場合は、退職金の20.42%(復興特別所得税を含む)に相当する額を源泉徴収いたします。ただし、被共済者が死亡し遺族の方が請求される場合は、提出する必要はありません。

区分	事由
A	退職手当等の受給について以下のB・C欄に該当しない。
B	退職金請求事由が発生した年に他にも退職手当等の支払を受けたことがある。
C	退職金請求事由が発生した年の前年以前4年以内に退職手当等の支払を受けたことがある。

3. 証明欄

上記のとおり退職金請求事由に該当することを証明します。

平成 年 月 日

証明者

契約者番号 [] [] [] [] [] (建退共の共済契約者のみご記入下さい。)

住 所 〒 [] [] [] [] [] [] [] []

事業所名

代表者名

電 話 () - [] [] [] [] [] [] [] []

印

様式 第 007号 KN

退職所得の受給に関する申告書 退職所得申告書

年 月 日 豊島 税務署長 市町村長 殿		年分 退 職 所 得 申 告 書	退職所得の受給に関する申告書	(印) 受取者受付印
退職手当の支払者の 法人番号 (個人番号)	所在地 (住所)	〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1 ニッセイ池袋ビル 20 階	現住所	〒
	名称 (氏名)	独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部	氏名	◎
	個人番号	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。	個人番号	
	7 0 1 3 3 0 5 0 0 1 9 0 3	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。	その年1月1日現在の住所	

このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)

A	① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日	年 月 日	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年	至 年 月 日 年
	② 退職の区分等	一般 [] 生活 [] 育・無 [] 障害 []	うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日 年

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。

B	④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年	⑤ ③と④の勤続期間のうち、うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日 年
	うち 特定役員等勤続期間	有 無	うち 重複勤続期間	有 無	自 年 月 日 年

あなたが前年以前4年以内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年以内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

C	⑥ 前年以前4年以内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年以内)の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間	自 年 月 日 年	至 年 月 日 年
	うち 特定役員等勤続期間	有 無	⑧ うち 特定役員等勤続期間との重複勤続期間	有 無	自 年 月 日 年

A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

D	⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年	⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間	自 年 月 日 年	至 年 月 日 年
	うち 特定役員等勤続期間	有 無	⑨ うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日 年
	⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年	⑪ ⑦と⑩の通算期間	自 年 月 日 年	至 年 月 日 年
	うち 特定役員等勤続期間	有 無	⑫ ⑪のうち ⑧と⑨の通算期間	有 無	自 年 月 日 年

B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。

区分	退職手当等の支払を受けることとなった年月日	収入金額(円)	源泉徴収税額(円)	特別徴収税額		支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地(住所)・名称(氏名)
				市町村民税(円)	道府県民税(円)			
A	・ ・					・ ・	一般	
B	・ ・					・ ・	障害	
C	・ ・					・ ・	一般・障害	

(注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
 2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。
 3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

(規格 A 4)

27.06 改正

個人番号及び身元確認のための書類

個人番号及び身元確認のための書類

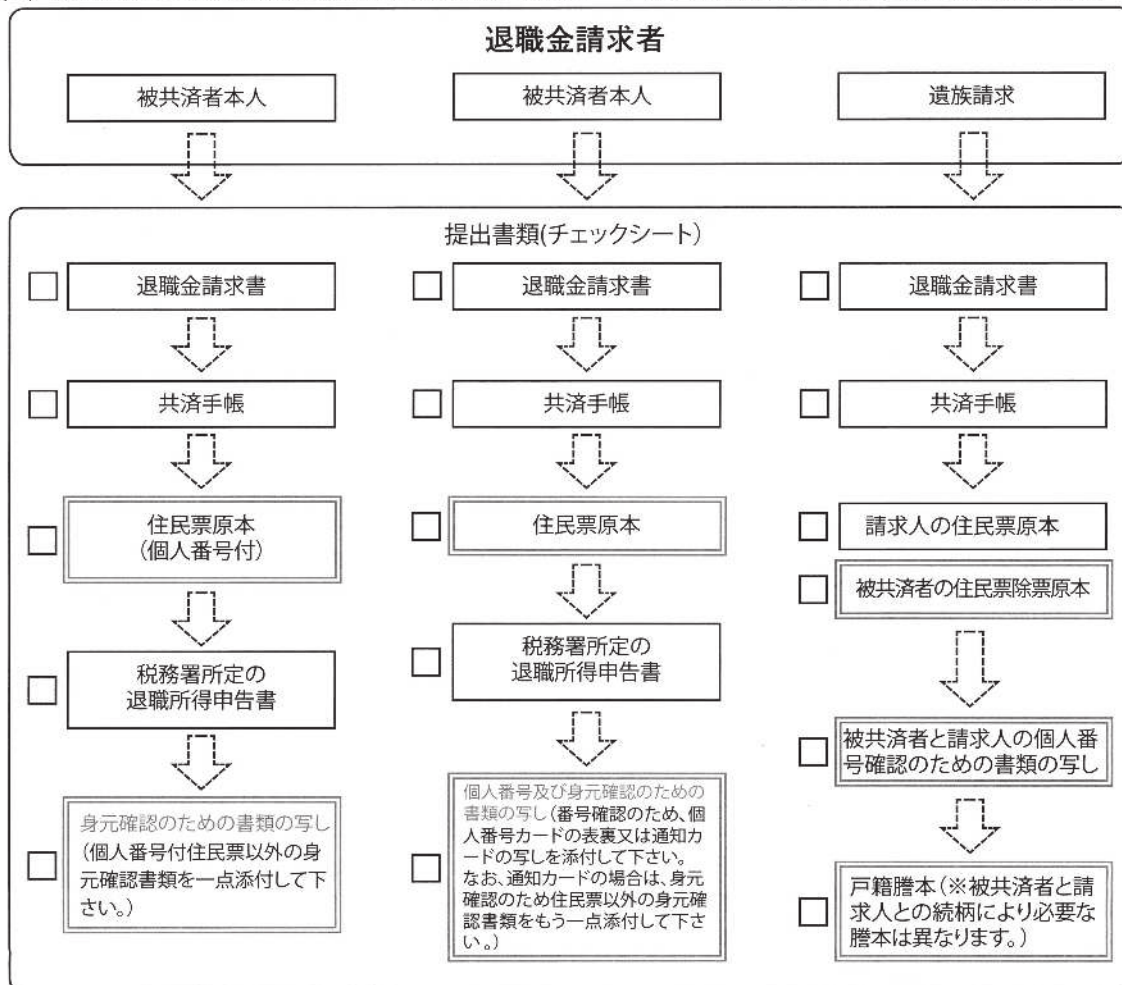
退職金を請求する場合は、建退共における身元確認書類としての「住民票（原本）」のほか、「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」の提出にあたり、個人番号及び身元確認のための書類の提出をお願いしております。

- (1) 個人番号及び身元確認のための書類については次のとおりです。
- (2) 個人番号付住民票については、建退共における身元確認書類としての住民票（原本）と兼用できますが、その場合には、個人番号付住民票については、原本の提出をお願いします。

個人番号の確認	身元の確認
1. 個人番号カード	(※1 表面と裏面の写し)
通知カードの写し 個人番号付住民票の原本	または
2. 個人番号付住民票については、個人番号の確認書類となり、かつ、身元確認書類の一点としてみなされます。	+ 運転免許証、パスポート、資格の証明書 健康保険の被保険者証、年金手帳、 在留カード、特別永住者証明 等の写し (※2 いずれか1点の添付)

※1 顔写真の表示のある個人番号カードは、表面と裏面の写しを提出いただくことで個人番号と身元の確認書類となります。
 ※2 顔写真の表示がない身元の確認書類としては、二種類の提出が必要ですが建退共における身元確認書類として住民票を添付していただくことから、住民票以外の身元の確認書類をもう一種類提出して下さい。

- (3) 退職金請求に係る提出書類については、次のチェックシートにてご確認のうえ、ご提出をお願いいたします。

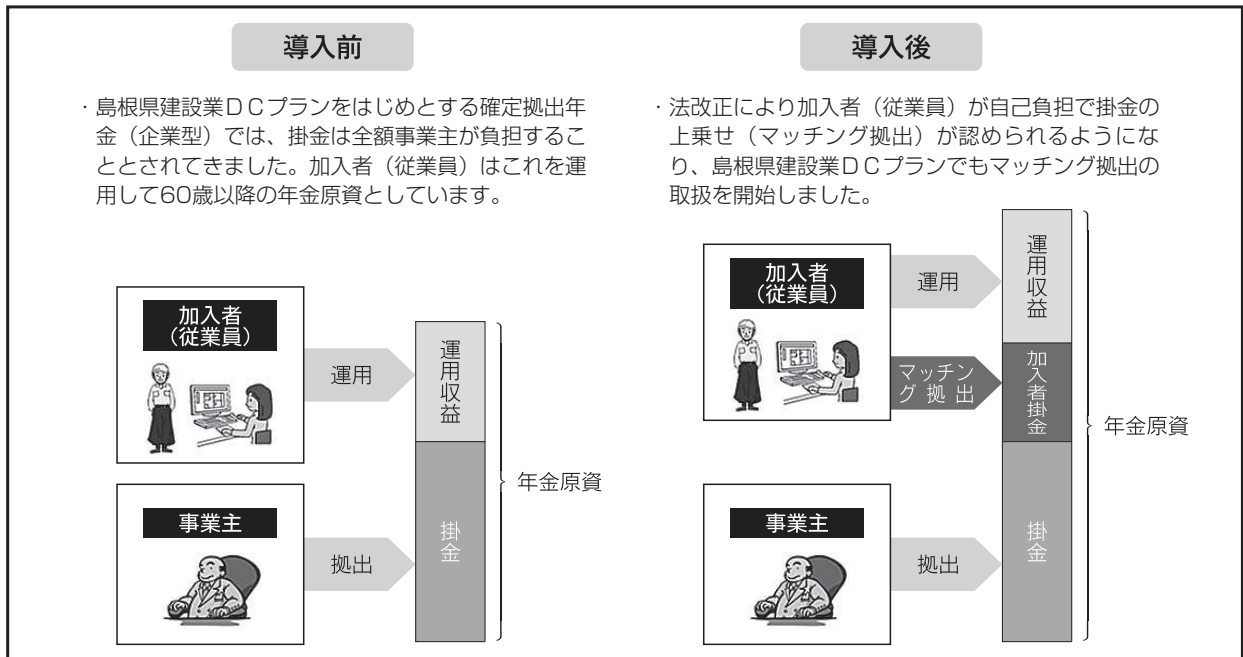


DCプラン

マッチング拠出制度について

平成17年3月にスタートした島根県建設業協会の確定拠出年金制度（島根県建設業DCプラン企業型年金規約）は、現在12年が経過し、加入事業所が95社、加入者が約2,000人の規模となっているところですが、この確定拠出年金制度において、年金確保支援法（平成23年8月交付）の制定により、大幅な改正が行われました。

その中でも、改正の目玉である「従業員拠出（マッチング拠出）の解禁」について平成24年度から対応を始めています。



マッチング拠出制度は、加入者（従業員）にとって税制優遇等メリットも大きく、加入各社においても検討・制度導入が進められています。（制度導入済21社）

（参考）確定拠出年金の税制

マッチング拠出による加入者掛金は全額非課税となります。

運用時・給付時の課税はマッチング拠出による上乗せ分も含めて従来どおりの優遇措置があります。

拠出時	事業主掛金	全額損金算入、かつ給与所得とみなされない
	加入者掛金	全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除適用）
運用時		運用益非課税 年金資産に特別法人税・特別住民税課税（平成11年4月から凍結中）
給付時		給付の種類によって課税 <ul style="list-style-type: none"> ■ 老齢給付金：年金…雑所得（公的年金等控除適用） 一時金…退職所得（退職所得控除適用）* ■ 障害給付金：年金・一時金とも所得税・住民税非課税 ■ 死亡一時金：「みなし相続財産」として相続税課税（法定相続人1人当たり500万円まで非課税） ■ 脱退一時金：一時所得として所得税・住民税課税



益田

小学生が現場見学

益田建設業協会（森本恭史会長）は9月21日、益田市内で小学生現場見学会を開き、鎌手小学校の3年生13人が参加した。

三隅・益田道路新木部トンネル工事を見学。現場担当者から工事の進め方や状況を聞き、トンネルの

中で掘削機械やトンネル作りに必要な鋼材など見学した。児童らは「穴を掘る機械はいくらするの、あとどれくらいでトンネルが出来るの」と質問していた。



隠岐

高校生招き見学会

隠岐地区建設業協会（渡辺栄三会長）は10月17日、隠岐の島町内で建設工事現場見学会を開き、隠岐高校普通科と商業科の1年生66人が角材切りや生コン製作、測量業務を体験した。

見学会は日本海西部地区（隠岐北方漁場）魚礁製作工事現場（同町飯田）で開催。徳畑信夫副会長が「実際の現場で建設機械や機材に触れるという普段

できない体験を通して、地元就職や建設業へ関心をもってほしい」とあいさつ。水産庁漁港漁場整備部整備課の三上信雄上席専門官が工事の概要や重要性を説明した。



技士会 松江

ICT施工研修会

県土木施工管理技士会松江支部（堀江洋一支部長）は11月14日、ICT施工の研修会を開き、会員



企業の技術者ら40人が参加した。

県土木部技術管理課の佐々木徹企画調整グループリーダーがICT活用工事（島根県版）の概要について、実施方針や積算基準、施工計画など解説。参加者から、ICT試行工事の対象規模や他現場からの搬入土を流用した場合の積算変更などについての質問があった。

このほか、UAVを活用した3次元計測（共立エンジニア）、ICT土工の効果と今後の展望（カナツ技建工業）の講演があり、参加者は熱心に聞き入っていた。

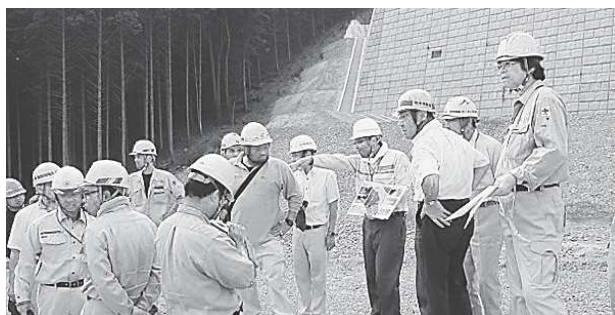
技士会 雲南

広島土砂災害を視察

県土木施工管理技士会雲南支部（香川昇司支部長）は8月29日、14年8月広島豪雨の土砂災害復旧現場を研修視察し、会員20人が参加した。

安佐南区の土石流発生現場4カ所を視察。大久保雅彦太田川河川事務所副所長が、緊急事業で設置した砂防堰堤について説明。流出した土砂を有効活用するSBウォール工法の採用や、住宅地に近接した施工条件でのコミュニケーションの重要性を話した。

被害と復旧の苦勞を目にした参加者は「近年は集中豪雨が多く、いつどこで発生するか分からない。砂防事業の重要性を再認識した」と話している。



県下一斉 クリーン アップ

建協
青年部会

県建設業協会青年部会（木村直樹部会長）は7～8月にかけて県下各地区協会の青年部会によるボランティア「ふるさとまるごとクリーンアップ作戦」を展開。道路や海岸、公園などの美化活動に取り組んでいる。

このうち、松江地区建設業協会青年部会（金山英之部会長）は、松江水郷祭を控えた8月2日、松江



市袖師町～嫁島町の9号歩道や袖師、嫁島両地下道などを清掃した。会員と女性部会の技術者、国交省松江国道事務所の職員ら約70人が参加し、地下道通路の汚れを洗い流したり、空き缶やたばこの吸い殻など拾い集めた。

その他の地区建協青年部会の活動は次の通り。

安来＝安来港周辺の清掃▷雲南＝掛合上阿井線の草取り▷仁多＝国道314号・432号ほか清掃▷出雲＝出雲空港線ほか草刈り、ゴミ拾い▷大田＝市内海岸一斉清掃▷邑智＝国道261号ゴミ拾い▷浜田＝石見海浜公園清掃▷益田＝益田川河川敷清掃▷隠岐＝国道485号清掃、ゴミ拾い



高専学生が建設現場で実習

県建設業協会青年部会（木村直樹部会長）は9月15日、松江工業高等専門学校（高専）の学生による現場体験学習を開催。松江市内の道路や河川、建築工事の12現場で環境・建設工学科3年生40人（男子19人、女子21人）が測量や施工管理など学んだ。

うち、県庁東庁舎の内部改修工事現場には男子1人と女子3人が参加。危険予知活動（RKYK）や内装工事の施工写真撮影、塗装作業などを体験した。意見交換会で学生らは「いろんな職人さんたちが協力して一つの建物をつくり上げることに感動した」「（工事現場を管理する仕事を）進路選択の候補として考えたい」など感想を発表した。

現場体験学習は同校実習の一環として、建設業界



と発注者が協働で取り組んでおり今年で3年目。木村部会長は「建設現場の監督はオーケストラの指揮者のようなもので、とてもやりがいのある仕事。県内建設業への就職を選択肢の一つとして考えてほしい」と話した。

松江
青年部会

体育館周辺道路を清掃

松江地区建設業協会青年部会
(金山英之部会長)は10月4日、



松江市総合体育館周辺道路の清掃活動を実施した。

青年部会と女性部会、県・市の職員のほか、市総合体育館をホームグラウンドとする島根スサノオマジックの関係者ら総勢140人が参加。4班に分かれ、くにびき道路や大手前通りなどで歩道に捨てられた空き缶やたばこの吸い殻などを拾い集めたり、草取りに汗を流した。境界ブロックや植え込み周辺には雑草が密集しており、抜き取った草は2 tトラック1台分に上った。

同部会では、毎年、夏の水郷祭花火大会前と秋の2回、道路の清掃活動に取り組んでいる。

雲南
青年部会

飯南高生が建設業体験

雲南建設業協会青年部会(森島拓也部会長)は7月6日、飯南町内で建設業体験会を開き、飯南高校2年生30人が参加した。

生徒たちは、ドローンを自ら操縦して上空から撮影したり、自動追尾の光波測量でポイント出しを体



験。同部会員と飯南町職員が補助し、ミニバックホウ、タイヤローラー、除雪車を運転した。

体験発表では、生徒が「最近ではドローンを使ったハイテクな建設作業も増えており、実際にドローンや重機での作業はとても楽しかった」「女性の入職が増えていて、地域とのつながりも感じられた。建設業は楽しくてやりがいのある仕事だと思う」と感想を述べた。

同部会の建設業体験は初開催。雲南地区でも建設業の高齢化、担い手不足が課題となっていることから、地元高校生に実体験で興味を持ってもらおうと企画。今後も地区内の各高校で開催する考え。

森島部会長は「雲南地区は普通高校が3校で、建設業への入職は少ない。今回の体験で建設業に魅力を感じてもらい、将来、地元の建設会社に就職してほしい」と話していた。

仁多
青年部会

20周年記念祭

仁多地区建設業協会青年部(吉川朋実部会長)は10月15日、奥出雲町内で青年部発足20周年を記念した建設業ふれあい祭を開催。家族連れら約300人が来場した。

高所作業車やバックホウの試乗体験、ドローン実演のほか、松江だんだんプロレスの試合も開催。来場者らは、迫力ある試合をリングサイドで楽しんだ。

吉川部会長は「このイベントの参加者から将来の

建設業の担い手が、たくさん出てくれることを期待したい」と話していた。



出雲
青年部会

農高生と意見交換

出雲地区建設業協会青年部会（山崎育男部会長）は11月1日、同市内で現場見学・意見交換会を開き、出雲農林高校環境科学科の2年生39人が参加した。

④出雲三刀屋線上塩冶工区総合交付金（改築）工



事第3期の現場で地盤改良工法の見学やドローン操作を体験したほか、3Dデータによる工事完成イメージを仮想体験。実際にスコープを装着した生徒は「すごい」と歓声を上げながら、バーチャル世界内に完成した現場を歩いていた。

意見交換会では、6班に分かれて開催。生徒から給料や休日について質問されると、会員らは「給料については就職したときの年齢や職種によって違うし、資格やキャリアアップで変わっていく」と答えた。

また、女子生徒たちは、しまね建設産業イメージアップ女子会と意見交換。生徒から結婚や育児が不安との意見が出ると、会員らは自身の経験を交えながら、「今は制度が拡充してきているが、不安ならば事前に企業情報をよく確認すること」と答えていた。

邑智
青年部会

設立25周年記念式典

島根邑智建設業協会青年部会（岡山勝樹部会長）は7月28日、広島市内で「設立25周年記念式典」を開き、福井竜夫島根邑智建協会長、木村直樹県建協青年部会長ら来賓とOB、会員など約45人が出席した。

岡山部会長が「25周年は大きな節目だが、まだ25周年でもある。若い力・英知を結集して全員で難局を乗り越えていこう」とあいさつ。式典では



25年間在籍の特別表彰などもあり、全員で25周年を祝った。

益田
青年部会

試乗体験に歓声

益田建設業協会青年部会（齊藤雅義部会長）は10月11日、青少年育成事業の一環として市内の吉田小学校で「建設機械とのふれあい体験学習・建設業のみらいへ」を開催した。

体験学習には同校の1年生約100人が3班に分かれ参加。建設機械メーカーの協力で、ロードローラーや高所作業車、ミニバックホウに試乗体験。タイヤショベル、トンネル作業車なども展示され建設現場で働く車の役割について学んだ。

齊藤部会長は「建設業の担い手育成とイメージアップを目的に毎年実施している。小さな子供たちが建設業に興味をもってもらえたら」と話していた。



|| (公財)建設業福祉共済団からのお知らせ ||

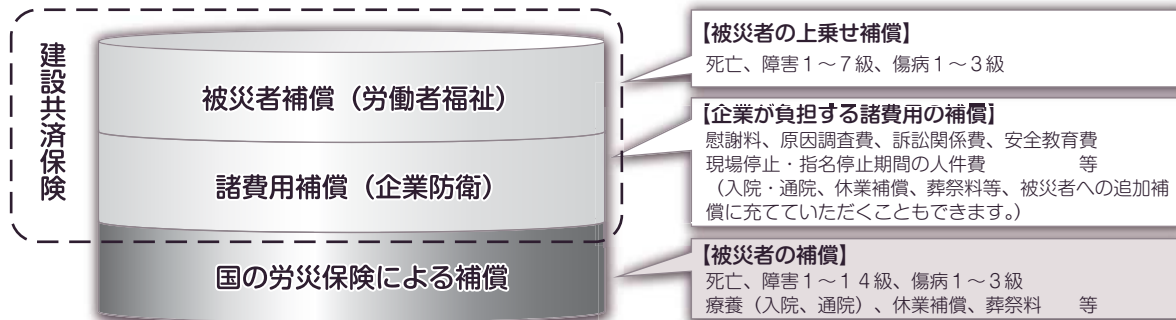
法定外労災
補償制度

(年間完成工事高契約)

建設共済保険は労働者と
企業のリスクをカバーします!

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現:国土交通省)及び労働省(現:厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者(アルバイト等を含みます。)を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加算

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円
(被災者補償保険金 500万円)
(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	57,760円	22,040円
5億円	121,600円	46,400円
10億円	197,600円	75,400円
50億円	760,000円	290,000円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍となります。

◆「建設共済保険」以外にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- 安全衛生推進者表彰 等

◆詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団
Tel 03-3591-8451
URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>

取扱機関
一般社団法人 島根県建設業協会
Tel 0852-21-9004

建設共済保険

大切な社員と会社を守りたい。

ますます制度充実

建設共済保険

法定外労災補償制度

掛金が
安い

補償が
厚い

完成工事高契約 会員加入状況

平成29年11月30日現在

地区	加入企業 (会員)	会 加入率(%)
松江	47	73.4
安来	19	100.0
雲南	37	90.2
仁多	13	92.9
出雲	51	68.0
大田	13	38.2
邑智	35	92.1
浜田	20	34.5
益田	8	32.0
鹿足	10	52.6
隠岐	21	65.6
合計	274	65.4



育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

「建設共済保険」の他にも、
次のような事業を行っています。

公益財団法人 建設業福祉共済団

■ 取扱機関：(一社)島根県建設業協会

〒690-0048 松江市西嫁島 1-3-17 Tel. 0852-21-9004 Fax. 0852-31-2166

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは
Tel.03-3591-8451 Fax.03-3591-8474

建設共済保険

検索